



議会報告会を開催しました。(市内40箇所)

第3回定例会

平成24年第3回市議会定例会は、9月11日から9月26日までの16日間の会期で開かれ、平成24年度補正予算3件、阿久根市暴力団排除条例の制定についてなど議案6件が提案され、原案のとおり可決されました。また、固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおり同意されました。さらに意見書1件が原案可決されました。このほか、議員派遣の件について決定されました。また、平成23年度の決算認定の議案は閉会中の継続審査となりました。

- 議案及び審議結果等……2ページ
- 一般質問……………3ページ
- 会期日程ほか……………13ページ

本会議の様様をインターネットで生中継
市のホームページ(URL=<http://www.city.akune.kagoshima.jp/>)
平成20年第1回定例会から録画中継でもご覧になれます。

平成24年第3回定例会 議案及び審議結果

番 号	内 容	議 決 日	結 果
議案第43号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について	H24. 9. 11	同 意
議案第45号	阿久根市暴力団排除条例の制定について	H24. 9. 11	原案可決
議案第46号	阿久根市防災会議条例及び阿久根市災害対策本部条例の一部を改正する条例の制定について	H24. 9. 11	原案可決
議案第47号	平成24年度阿久根市一般会計補正予算（第3号）	H24. 9. 11	原案可決
議案第44号	阿久根市過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の一部変更について	H24. 9. 26	原案可決
議案第48号	平成24年度阿久根市一般会計補正予算（第4号）	H24. 9. 26	原案可決
議案第49号	平成24年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第1号）	H24. 9. 26	原案可決
議案第50号	平成23年度阿久根市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	H24. 9. 26	原案可決
議案第51号	市長専決事項の指定について	H24. 9. 26	原案可決
意見書第4号	地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書	H24. 9. 26	原案可決
	議員派遣の件	H24. 9. 26	決 定

○議決結果（賛否が分かれた案件のみ）

議 案 名	議員名（議席番号順）																議決結果
	出口 徹裕	仮屋園 一徳	竹原 恵美	石澤 正彰	松元 薫久	牛之濱 由美	中面 幸人	濱崎 國治	野畑 直	大田 重男	牟田 学	岩崎 健二	鳥飼 光明	山田 勝	木下 孝行	濱之上 大成	
平成24年度阿久根市一般会計補正予算（第3号）	◇	◇	◆	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	－	原案可決
阿久根市過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）の一部変更について	◇	◇	◆	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	－	原案可決
平成24年度阿久根市一般会計補正予算（第4号）	◆	◇	◆	◆	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◆	◇	◇	◇	◇	－	原案可決
地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書	◇	◇	◆	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	－	原案可決

※濱之上大成議長は、議長職のため特別多数議決以外の議案については、表決（賛成、反対の意思表示）権はありません。（表の見方）◇は賛成、◆は反対

一般質問

第3回定例会では9名の議員により市政全般にわたり一般質問が行われました。
以下、質問（議員）と答弁（市長）の中から要約して紹介します。（発言は通告順）

質問者 鳥飼光明議員

政治姿勢について

議員 平成8年に行財政改革の計画を策定し、16年経過したが、当時の職員約365人が現在、約200人に減少し、行財政改革が大変進んでいる。

ある市民が市役所で聞き慣れない役職の職員がいるが、どのような責任をもって仕事をしているか、大変な疑問視されたので質問したい。

第1点目、主査、主幹及び参事補クラスは、現在、それぞれ何名いるのか。

第2点目、この役職を決めるのに試験及び審査を実施しているのか。または、勤務評価等で決めるのか。

第3点目、高校卒業後、すぐに入所してこれらの役職に

就かなかつた場合、退職時現在の給料表の3級何号で金額はいくらか。また、参事補は、5級の何号になるのか。この3級で退職する職員と参事補で退職する職員の給与及び退職金はいくらの差が出るのか。

市民に分からない役職で、多くの給料を支払うことは、今の時代にそぐわず、この役職は廃止すべきと思うがどうか。

市長 第1点目、主査、主幹及び参事補の数は、本年4月1日現在で、主査が57名、主幹が12名、参事補が16名である。

2点目、これらの役職任用に際しての試験・審査は行っておらず、勤務成績を考慮し、規則に基づいて実施している。

3点目、高校卒業後直ちに採用され、退職までこれらの職に就かなかつたと仮定した場合、現在の給料表では、

3級113号給の35万4700円と見込まれる。また、参事補は、50歳で5級に昇格したと仮定した場合、現在の給料表では、5級85号給の40万600円と見込まれる。この差であるが、30歳で3級、35歳で4級、50歳で5級に昇格したと仮定した場合、現在の給料表の額、期末勤手当の標準的な率及び退職手当の支給率では、生涯給料と期末勤手当の合計額で約1398万円、退職金で約322万円の差が見込まれる。

職の廃止であるが、職務階制の徹底を図る観点から、それぞれの級に求められている職はどのようなものであるか検討したい。

議員 臨時職員及び嘱託職員等の勤務時間は、職場により勤務体系が違う面もあるが、特に窓口業務及び現場従事職員の勤務について、市民から大変な批判がある。職員と同様な勤務体系はできないのか。

現在、臨時職員及び嘱託職員は何名おり、一カ月の平均賃金はいくらか。また、行財政改革により、保育所の一部及び児童館の廃止、用務員及び

運転手、給食等の委託等による減は何人であるのか。

市長 臨時職員は補助的な事務に嘱託職員は特定の事務に従事しており、正規職員とは事務処理の内容が基本的に異なる。仮に勤務時間を職員と同様とする場合、賃金や報酬等も見直しを検討する必要があると考えている。

例えば、窓口では複数の嘱託職員が、時差出勤体制を取り、事務を処理しており、効果的で効率的な運用のためこのような体制をとっていることを市民に説明しながら、より効果的で効率的な事務処理に努めていきたい。

次に、本年4月1日現在で、長期臨時職員は49名、嘱託職員は77名であり、4月実績では、長期臨時職員の平均賃金は月額約12万2千円、嘱託職員の平均報酬は月額約15万7千円である。

また、行財政改革による廃止、委託等による職員の減は、保育士が20名、学校用務員は16名、運転技師は10名、給食調理員は34名である。

議員 県道365号線脇本赤瀬川線の折口三文字信号付近、牟田踏み切り近くのカーブ、牟田川にかかる浜橋付近及び

蛇淵と根比集落の間の付近の4箇所の改良について、過去2回、議会でも要望してきたが、現在、蛇淵付近のみの改良が完了している。これまで県にどのような要望活動を行い、県からどのような回答をいただいているのか。

この道路は朝夕、交通量の大変多い路線であり、早急な改良が必要と考えるがどうか。

市長 県道脇本赤瀬川線は、これまで出水地区土木協会等でも要望し、平成19年度から平成23年度まで「出水地区社会資本整備に関する要望書」の中で整備の趣旨を明記して、県の土木部長へ要望している。

県では、下東郷阿久根線、阿久根東郷線、脇本荘線の整備が平成24年度で完了予定である。県道脇本赤瀬川線の整備は、これらの工事完了後、改良を進めて行く予定とされており、折口地区の早期整備も、十分認識されているが、

鉄道踏み切りの拡幅、住宅等の移転もあり、当面、早急に改良工事のできる箇所から工事に着手することである。

平成23年度は鳩之浦地区の

調査及び概略設計に着手して、ルートの検討を行い、平成26年度に着手の予定と伺っている。今後も県に対して積極的に要望活動を続け、早期に整備が図られるよう努力していきたい。



県道脇本赤瀬川線（牟田地区）

議員 健康保険証の公印漏れや国保税天引き額の誤り等が新聞、テレビ等で大きく報道された。市長は、再発防止に努めると発言されていたが、その後、職員に対しどのように指導されたのか。

また、担当職員や担当課長に対し、どのような処分をされたのか。

また、今回の国保税の天引きの誤りで還付金及び不足額等について通知されたが、次の天引き等で調整できなかったのか。

ったのか。

年金受給者は高齢者が多く、郵便局や銀行での納付が大変な方々への配慮は考えなかったのか。

市長 国民健康保険証の公印漏れ及び国民健康保険税の8月分の年金特別徴収の徴収税額誤りについては、確認が十分でなかったことによるものであり、チェックの一層の徹底を図って、再発防止に努めるよう厳重な注意を行い指導した。

この件に関する課長及び担当職員の処分は、文書訓告を行い、今後の適正な事務処理の確保について厳しく指導した。

次に、今回の国民健康保険税の徴収税額誤りで、還付金及び不足額等を次の年金からの天引き等での調整については、関係機関に対して、10月以後の特別徴収額で調整できないかお願いしたが、対応できないとの回答であり、納付書又は口座振替による普通徴収によって併せての納付をお願いすることとした。

また、年金受給者は高齢者が多く、納付に際しては区での納付や口座振替の手続きを

案内し、還付については口座振込の依頼があった方には還付金を振り込み、それ以外の方には、職員が対象宅を訪問して、現金で還付を行っている。

質問者 山田 勝議員

国民健康保険被保険者証の公印漏れと国民健康保険税の特別徴収ミスに対する市長の対応について

議員 国民健康保険証の公印漏れ及び国民健康保険税の徴収ミスによる実質的な損害について伺いたい。

起こったことは仕方がないが、今後、二度とこのようなミスを起こさないために、どのような対処をされたのか。

市長 国民健康保険証の公印漏れに関する実質的な損害は、職員による保険証の差替えに関する事務や関係世帯の訪問、一部の再印刷、郵便による送付等の作業が生じることとなった。職員の事務従事、訪問に関する費用については、新たな負担として支出はなく、また、一部の再印刷の費用、簡易書留郵便料は全額事業者

が負担することになった。したがって、市に新たに費用としての負担は生じていない。

なお、被保険者証の更新期日から現在まで、被保険者の医療受診等への支障についての報告はきていない。

次に、国民健康保険税の徴収誤りによる実質的な損害の主なものは、対象者へのおわびと経過の説明、還付・納付に関するお願いの文書発送のための郵便料が約7万円であり、職員の事務従事に関する費用負担はない。

再発防止策については、関係職員には文書訓告を行い、十分な反省と今後の適正な事務処理についての自覚を強く促した。

また、事務処理に当たっては、チェックシートの作成、職員間の連携の強化、多重的なチェック等確認体制の徹底を図り、再発防止の措置を講じることとした。

組織全体の取り組みとして、職員一人ひとりのスキルアップのため研修の充実を図り、相互に連携をして事務に取り組んでいくことが必要であると考えている。

さらに、事務は年々複雑・

多様化しているにもかかわらず、職員数は大幅に減ってきている状況にあり、適正な事務処理、行政サービスの充実のためには、必要な組織人員の確保も求められる。

公共施設の浄化槽管理業務委託料の値上げについて

議員 平成24年度から公共施設の浄化槽管理業務委託料の見直しをされ、新たに最低制限価格を設けた結果、公金の支払いが増額されることになった。平成23年度と比較して24年度増額分について予定価格の合計と契約価格の合計と差額をお尋ねしたい。

さらに、見直さなければ国の罰則や交付税でペナルティがあるのか。

市長 平成24年度の公共施設の浄化槽管理業務委託料について、30件の委託契約を締結している。このうち、平成23年度に指定管理者が受託業務で取り扱っていた2件を除き、28件の予算額及び予定価格は、平成23年度が合計で109万3千326円1円、平成24年度は144万4千026円50円で34万6千938円90銭の増とな

っている。

また、契約額は、平成23年度は944万6535円、平成24年度は1137万1500円で、192万4965円の増となっている。

次に、委託料を見直さなければ国の罰則、交付税でのペナルティについてはないものと考えている。

阿久根市の生活保護 家庭の現状

議員 生活保護の支給について、支給の仕方、実態が新聞やテレビで問題になっていく。市の生活保護を受けている世帯数について伺いたい。

次に、一人暮らし、あるいは一人と子ども二人、夫婦と子ども二人の支給額の算定をお尋ねしたい。

市長 平成24年7月現在の被保護世帯数は159世帯、被保護人員は217人であり、前年同月と比べると1世帯、11人増加している。

世帯類型別では、高齢者世帯が69世帯、そのうち単身世帯が61世帯、母子世帯が4世帯、障がい世帯が22世帯、傷病世帯が39世帯、その他が25

世帯となっている。

次に、世帯構成ごとの支給算定額については、ひとり暮らしの50代男性単身世帯で、6万6920円、70代男性の場合6万2130円である。

次に、ひとり親を30代とし、小学生1人、3歳未満1人の場合、生活扶助は12万1800円である。これに母子加算、児童養育加算、教育扶助を含めると17万7740円となるが、別途支給される児童扶養手当や児童手当は収入認定するので、これを差し引き、支給額は10万6190円となる。

また、ひとり親30代、中学生1人、小学生1人の場合、生活扶助費は13万9170円で、母子加算や教育扶助等を含めて20万3890円となるが、児童扶養手当と児童手当を差し引いて、支給額は13万7340円となる。

次に、夫婦と子ども二人の世帯は、30代の夫婦と小学生1人、3歳未満1人の場合、生活扶助は15万8000円である。これに児童養育加算、教育扶助を加えると18万5110円であるが、児童手当は収入認定するので、これを差し

引いた支給額は16万0110円となる。

また、中学生1人、小学生1人とした場合、生活扶助費は16万7300円、児童養育加算、教育扶助を加えて21万0390円であるが、児童手当分を差し引いた支給額は19万0390円となる。

保護の基準生活費は、年齢、世帯人員、所在地域別に定められており、一般国民の消費水準を勘案して改定されることになっている。

乗り合いタクシーについて

議員 乗り合いタクシーの実施箇所と実施方法を具体的に教えていただきたい。

市長 本年度は、新たに脇本地区及び多田、桑原地区で運行を進めている。脇本地区のうち八郷、小瀬、大瀬、松ヶ根及び深田地区は、月・水の週3日、1日当たり往復2便、大瀬川、瀬之浦、桐野地区は、火・木の週2日、1日当たり往復2便を運行し、多田、桑原地区は、火・木の週2日、1日当たり往復2便を運行しようとするもので

あり、いずれも10月初旬からの運行を予定している。

また、大川地区は、現在、月・水の週3日、1日当たり往路4便、復路5便の計9便を運行しているが、これまでの利用実態等を踏まえ、月曜から金曜までの週5日、1日当たり往復3便に運行スケジュールを変更するため、準備を進めている。

質問者 石澤正彰議員

全国で「いじめ」が原因で自殺する児童、生徒が出ているが。

議員 全国で「いじめ」が原因で自殺する児童・生徒が出ている。

大津市や出水市で中学生が亡くなっているが、教育行政を預かる側の認識をお聞かせいただきたい。

2番目に身近なところで「いじめ」はあると考えて柔軟な対応が求められるが、これまで小中学校への調査依頼、または通達などを行ったことがあるのか。

3番目に「いじめ」は校内、校外を問わず細心の注意が必要と言われているが、PTAや地域との関わりについてどう考えているか。

4番目に、最も表面化しないパソコンのインターネットでの「いじめ」が社会現象化している。数のうえでは少ないと思うが、対策を考えているのか伺いたい。

市長 「いじめ」などにより児童・生徒が自らその命を絶つという事案が全国で発生しており、誠に残念であり、大変遺憾に思っている。

子どもが学校での「いじめ」によって自らの命を絶つようなことは断じてあるまじき事態であり、この社会に暮らす全ての大人が、そのことを真摯に受け止めなければならぬと考えている。

学校だけの指導ではなく、家庭や地域全体が子どもの生活の様子に強い関心を持ち、子どもの命を守っていくよう、学校、家庭、地域、そして教育行政が丸となって取り組んでいただきたいと思います。

教育長 教育行政を預かる側の認識について、中学生の尊い

命が失われていることは、いかなる背景があつたにせよ、自ら命を絶つという事案が発生していることは誠に残念である。

学校は、未来を担う子どもたちが切磋琢磨しながら、人としての生き方を学ぶ教育が展開される場所である。したがって、学校での「いじめ」を背景事情とする場合だけでなく、いかなる場合でも自ら命を絶つことがあつてはならない事態と考えている。

しかし、これまで「いじめ」が原因であると思われる事例を含め、子どもたちが自ら命を絶つことを防げなかったことは、命の尊さを教える教育に携わる者として、何よりも重く受け止めなければならぬと考えている。

「いじめ」は、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る、まだ気付いていない「いじめ」があるとの基本認識を持ち、1件でも多く発見し、解決することが学校の責務であり、児童生徒や保護者から信頼される学校づくりに向けて指導を徹底している。

2番目の「いじめ」に関する調査依頼や通達について、

教育委員会では、生徒指導上の諸課題への対応について年度初めに通知を出すとともに、各学期末には長期休業及び、その前後に生徒指導の充実が図られるよう通知を出している。特に、「いじめ」は、教職員が危機意識をもって積極的に取り組むよう、研修会で指導している。

「いじめ」に関する調査は、全小中学校に、生徒指導に関する報告を求め、「いじめ」や不登校等の把握に努め、状況に応じた素早い指導を各学校にお願いしている。また、学校では、「いじめ等」の問題行動を1件でも多く発見し、解決するという基本認識をもつて、無記名アンケート調査や個別面談等を実施して、未然防止と早期発見・早期対応に取り組んでいる。

3番目の「いじめ問題」に係る保護者や地域とのかわりについて、学校だけの問題ではなく、保護者や地域の方々など子どもを取り巻く大人も含めた社会全体の問題であると捉えている。したがって、「いじめ問題」の解決に向け、学校と家庭や地域が連携して、未然防止や早期発見・

早期解決に取り組むことも大切であると考えている。

これまで、各学校では学級PTAや家庭教育学級等で「いじめ問題」について協議して、全保護者にいじめ対策リーフレットを配布し、「いじめ問題」に対する意識の高揚を図ってきた。

また、学校では地域の方々の交流活動や地域子ども会で高齢者との交流や世代間ふれあい活動などを積極的に推進し、地域ぐるみで子どもを守り育てる環境づくりに取り組んでいる。

4点目のインターネット上の「いじめ問題」への対応では、現在、学校教育では、教科や特別活動、道徳の時間で、インターネットを利用する際のルールやマナー等の情報モラル、そして危険性や問題点等について、指導計画に位置付けて意図的・計画的に指導している。

また、保護者には「ネットいじめ対策リーフレット」を配布し、学級PTA等でDVDの視聴により、「ネットいじめ」の現状を再確認するとともに、防止策に向けた家庭での取り組みについて協力を

呼びかけている。

質問者 出口徹裕議員 各事業の進捗状況について

議員 新市民会館建設のための委員会の進捗状況、また意見はどのように出され、どのような状況になっているのか。

市長 今年度、市民会館建設委員会を基本設計・実施設計の策定業務等に関する意見をいただく目的で設置し、会館建設に向けて準備を進めている。

また、財源確保に向けた調査や研究を進めており、国の交付金事業を活用するために「うみ・まち・にぎわい」再生整備基本計画策定業務と連携させ、社会資本総合整備計画の策定を行い、市街地周辺のまちづくりを推進しようとしている。

新たな施設は、まちづくりの核として利用者の情報交換や情報発信など、様々な分野で活用できる施設として整備を進めたいと考えており、図書館建設も含めて検討し、委

員会の名称を市民交流センター建設委員会として、第1回建設委員会を9月末に開催できるように準備を進めている。



建て替えが検討されている阿久根市民会館

議員 乗り合いタクシーについて、進捗状況を教えてください。

市長 「阿久根市地域公共交通総合連携計画」をもとに、本年度は、脇本地区及び多田桑原城地区で運行を開始しようとする準備を進めており、10月初旬の運行を目指している。

脇本地区のうち八郷、小瀬、大瀬、松ヶ根及び深田地区は、月・水・金の週3日、1日当たり往復2便、大瀬川、瀬之浦、桐野地区は、火・木の週2日、1日当たり往復2便、多田、桑原城地区は、火・木

の週2日、1日当たり往復2便の運行を計画している。また、大川地区は、現在、月・水・金の週3日運行しているが、より利便性を高めるため、月曜から金曜までの週5日、1日当たり往復3便に変更する準備を進めている。

利用料金は、大川地区、脇本地区、多田・桑原城地区も1回1人200円としている。

議員 駅前整備計画の進捗状況について、どのようになっているのか。

市長 「阿久根駅周辺整備計画」は、阿久根駅周辺を対象として「食のまち阿久根」としての賑わいの形成と交流人口の増加を図り、本市を活性化させるため、その方向性を取りまとめた。これを具体化するために、「うみ・まち・にぎわい」再生整備基本計画の策定業務について、現在準備を進めている。

この基本計画について、委員会を組織して協議をいただくとともに、市民の意見を聞くため、パブリックコメントを実施していきたい。

計画の策定期間は、本年度末までであり、次年度以降は、

この計画を都市再生整備計画事業として国に事業申請を行い、交付金や過疎債を財源として、具体的な整備を図っていくこととしている。

第5次阿久根市行政改革大綱(原案)に対するパブリックコメントについて

議員 第5次阿久根市行政改革大綱の原案に対するパブリックコメントについて、意見等の募集期間が短かった理由についてお聞かせいただきたい。

市長 今回の行政改革大綱のパブリックコメントは、8月13日から同月31日まで実施している。

パブリックコメントの期間は、要綱では原則として1か月程度を目安とされているが、今回の行政改革大綱は、計画がない現在の状態を解消するため、可能な限り速やかに策定をする必要があったことから期間を設定したものである。

国民健康被保険者証の公印漏れについて

議員 国民健康保険証の公印漏

れは、どこに問題があり、今後、どのような策を講じるのか。また、処分等についてお聞かせいただきたい。

市長 今回の件は、校正時のチェックミス及び納品検査時の確認不足であり、これまで問題がなかったことから、今回の保険証についても、間違いないものとの先入観があり、確認が十分でなかったことによるものである。

今後の再発防止策であるが、保険証等を作製する場合には、仕様書に基づいてチェックシートを作成し、確認を行い、校正等は複数人でチェック体制を強化し、さらに、納品時には、担当や係員で確認した後に、係長、課長補佐、課長と多重的なチェックを行うこととしている。

受託業者の処分等は、物品の購入等に係る業者からの指名願等は求めていることや、納入の際の検査で、その誤りを見落とした点が本市にもあること、また当該誤りが判明した後の業者の早急な再印刷や郵便料の負担等も、誠意をもって対応していただいたこともあり、特に処分等は行っていない。

ごみ減量について

議員 8月のごみ減量月間の成果、委員会の進捗、執行部としての現在の取り組みを伺いたい。

市長 市及び市衛生自治会では、毎年8月をごみ減量月間として、ごみ減量啓発のぼり旗を設置し、防災行政無線や環境ニュースなどにより、市民に呼びかけを行った。

8月の家庭系可燃ごみの排出量が、351・54トンで前月と比べて15・96トンの減、事業系可燃ごみが、249・42トンで、前月と比べて5・18トンの増であり、事業所への啓発等、今後さらに取り組みを強化する必要がある。

次に、ごみ減量推進協議会は、ごみ減量対策及び資源循環型社会の形成の推進を目的として、8月に第1回目の協議会を開催し、今後は、10月、12月及び2月にも計画している。今後の取り組み、目標等についても、引き続き協議していきたいと考えている。

さらに、北薩広域行政事務組合では、行政担当者会を開

催して、2市1町で連携しながら、ごみ減量化を推進していきたいと考えている。

通学路の危険箇所について

議員 通学路の危険箇所についての、各学校からの報告内容と整備を含めた今後の対策について伺いたい。

市長 市道の危険箇所対策は、毎年、交通安全施設整備事業で、ガードレール、転落防止柵、区画線等の設置を行い、通行の安全向上に努めている。

また、通学路については当市でも緊急点検を国、県、警察、学校関係者と合同で実施した。

この緊急点検により、通学路として指定されている市道の危険箇所は、安全施設整備対策の検討が必要な箇所が12箇所、市道改修対策の検討が必要な箇所が12箇所である。

改修対策を必要とする箇所は、緊急性等を検討し、地域的に均衡ある均等な整備に努め、また、国道や県道の改修対策を必要とする箇所については、関係機関への要望を積

極的に行っていききたい。

教育長 5月に文部科学省から通学路の緊急点検の通知があり、各学校では保護者等の協力を得て通学路の安全点検を実施した。

各学校からの危険箇所の報告内容は、市内全小・中学校から合計96カ所の危険箇所の報告があった。内容は、横断歩道の設置、通学路の歩道が狭い、ガードレールが設置されていない、白線が消えかかっているなどであった。

報告された危険箇所について、教育委員会で再度現地を確認し、各小・中学校で重複している箇所などを省いた上で、点検箇所を43カ所に絞り、7月下旬に小学校区ごとに道路管理者、警察署、都市建設課、学校教育課、学校、保護者等での緊急合同点検を実施した。

合同点検の中では、学校からの要望等をもとに改善の在り方についても情報交換をした。現在、点検結果をまとめ、道路管理者や警察署等からの助言を得ながら対策について検討を進めている。

今後とも、通学路の安全対策について道路管理者である

関係課と積極的に連携を図り、児童生徒の登下校の安全確保のために各学校への安全指導の徹底を働きかけていきたい。
(原田教育長)

質問者 牟田 学議員 ごみ減量化作戦の取り組みと目標について

議員 ごみ減量推進協会が充足して、市として家庭ごみを何トン、事業ごみを何トン減らすという目標を立てて、この減量推進協議会で議論をしていくべきだと思っている。

そこで、そのことについて市長の考えをお尋ねしたい。

市長 ごみ減量化作戦の取り組みについて、市民、事業所に今後さらに啓発等の取り組みを強化する必要がある。

また、ごみ減量化及び再資源化について調査研究や啓発活動を行い、ごみ減量化対策及び資源循環型社会の形成を推進することを目指して8月に第1回目のごみ減量推進協議会を開催した。

協議会は、10月、12月及び2月にも計画しており、その

中で今後の取り組み、目標等についても協議していききたい。

鳥獣被害の実態と対策について

議員 鳥獣被害の対策と被害の実態を掌握されているのかお尋ねしたい。

産業厚生委員会で先に尾崎地区の被害の状況を調査した。シカによるボンタン園の被害は甚大であり、ある農家は、ボンタンの生産を諦めている状態であった。早急な対策が必要だと思うが、市長の見解をお聞かせいただきたい。

市長 市の平成23年度の農作物への鳥獣被害状況は、被害面積が延べ150ヘクタールで、被害金額は約845万円となっている。

鳥獣被害の対策として農作物鳥獣被害防止施設整備事業を実施している。この事業は、農家が鳥獣被害防止のために防護柵及び防鳥網の設置を行う場合に、それに要した経費に対して市が補助金を交付する事業で、限度額は防護柵が6万5000円、防鳥網が7

万円である。

また、有害鳥獣の捕獲対策として被害農家等からの捕獲要請を受け、有害鳥獣捕獲協会に出動を要請し、有害鳥獣の捕獲を実施している。

被害の実態は、ムジナとシカの被害拡散が顕著になってきている。特にシカによる被害が拡大している状況であり、被害地域の拡大が危惧される状況にある。

被害を未然に防止するため、市としても昨年から、効率的な被害防止対策として集落単位での被害防止対策が肝要であると考え、モデル地区を指定し、一部の地区と協議・検討を進めてきている。

本年8月に県が行った次年度市町村単年度事業実施希望ヒアリングの際に、尾崎地区ほか2地区に対する鳥獣被害対策実践事業の実施採択について要望を行ってきた。

スポーツ少年団の育成について

議員 少年団より、少ない生徒を指導しているクラブまたは協会について、市有施設を使って夜間の練習に係る使用料

及び電気代の支払いが指導者のネックになっている。この点について、市長の考えをお聞かせいただきたい。

市長 現在、施設の使用料は、小・中学生の場合、スポーツ少年団活動及び各学校の部活動に限り減免を行っている。

また、小・中学生が練習等で総合運動公園内施設を利用する場合、スポーツ少年団活動及び部活動は、県体育協会から示されている週2回以内で1回当たり2時間以内については、照明料を全額免除している。

スポーツ少年団への加入の条件は、小学生以上の子どもが10名以上と20歳以上の指導者1名以上となっており、この時期の子どもたちは心身ともに発育発達期であり、団活動は週3回以内、1日2時間以内の原則を厳守することとなっている。

基本的には、このような要件を満たして、スポーツ少年団に加入されれば、減免は可能と考えている。

質問者 松元薫久議員

国民健康保険被保険者証のミスについて

議員 健康保険証のミスについて。

1、業者との話し合いはどうなっているのか。

2、なぜ、このようなミスが発生したのか。

3、今回の損害額はいくらかになるか。

4、今後の対策はどうするのか。

市長 業者との話し合いについては、被保険者証差し替えのため発送した郵便の郵便料金は、事業者が全額負担することで協議をした。

また、被保険者証の一部は再印刷をしているが、追加負担もしないことを確認している。

次に、今回の原因は、校正時のチェックミス及び納品検査時の確認不足であり、これまで問題がなかったことから、今回の保険証についても、間違いはないものとの先入観があり、確認が十分でなかったことによるものである。

次に、今回の損害額は、郵

便料約96万円が発生したが、これは、全額事業者が負担することとされた。また、職員の事務処理に関する新たな費用は支出していない。

次に、今後の対策は、仕様書に基づいたチェックシートを作成し確認を行い、校正等を行うなど複数人で読み合わせを行うなどのチェック体制を強化することとしている。また、納品時には担当や係員で確認した後は、係長、課長補佐、課長と多重的なチェックを行うこととした。

国民健康保険税の徴収ミスについて

議員 国民健康保険税の徴収ミスについて。

1、今回のミスの原因は何だったのか。

2、市民の反応はどうだったのか。

3、今後の対策はどうするのか。

市長 国民健康保険税の年金特別徴収は、年金の支払機関等にデータを送信して行うが、データ送信時の確認不足により8月分の徴収額が6月分の徴収額と同額となり、本来徴

収すべき額と過不足を生じたものである。

今回の件は、データ送信時の確認が十分でなかったことによるものであり、チェックの徹底を図って、再発防止に努めるよう厳重な注意を行い、指示した。

市民の反応は、多くの方から「今回の件は絶対間違えてはいけない」、「年金だけで生活しているのだからもっとしっかりとしてほしい」、「最近いろいろ間違いが多い」等の意見が寄せられている。

次に、対策であるが、関係職員には、文書訓告を行い、その責務を自覚させながら注意をし、適正な事務処理について厳しく指導した。さらに、職員の注意を喚起しながら、処理手順の見直し、システムによるエラーチェックの検討や多重的なチェック体制の徹底を図りながら、再発防止と税務行政の信頼の回復に努めていきたい。

人事評価・能力評価のシステム作りの進捗状況について

議員 人事評価・能力評価のシ

ステム作りの進捗状況について。

1、今回のミスに対する処分について、市長の考えをお聞きしたい。

2、評価システムづくりは現在どのような状況かお聞きしたい。

市長 今回の事務処理の誤りについては、関係職員には文書訓告を行い、適正な事務処理について厳しく指導した。

このことが人事評価の中で、どのように取り扱われるのかとのことであるが、現在の人事評価における勤務成績の評価は、「実績」、「能力」、「態度」の項目について、評価要素を設け、5段階評価を行い実施している。そして、評価には中間評価と年間評価があり、中間評価は勤勉手当と昇給に反映させており、年間評価は1年間の勤務状況について1月に実施して、昇格や職員配置に活用することとしている。

今回の件も、この一連の系統の中で評価され、他の評価項目と合わせて総合的に勤務評価が決定されるものである。

人事評価の目指すところ

は、職員一人ひとりの能力・実績等を適正に評価し、その評価結果を能力開発に活用することで、職員の能力の向上を図り、職務に対する誇りとやりがいを持ち、職員の士気の向上を図ることで職員全体の生産性を向上させ、組織の活性化を図ることである。

今回の件も、事務処理のあり方について、職員に反省を促しながら問題点の検証を求め、再発防止への改善意識を喚起して、適正な事務処理を確保し、組織の活性化のため、人事評価制度の運用を行っていきたい。

次に、評価システムづくりの状況については、現行の人事評価制度を見直すこととし、現在、準備・検討を行っている。この作業の中では、目的を達成するため、どのような評価指標を設定すべきであるかなど、より効果的な制度設計に向けて資料の収集や調査を進めている。

質問者 野畑 直議員

根比海岸の浸食対策について

議員 阿久根市議会は平成21年度に赤瀬川区長会、北さつま漁業協同組合長から提出された「根比海岸浸食防止策を求める陳情書」を採択した。

また、同区長会、組合長からの鹿児島県知事及び県議会への陳情書提出にも同行し、市議会として、その必要性を認め、同時に防止策を求める意見書を提出した。その結果、県も調査測量を実施したが、浸食防止策について、県から阿久根市に対し、その対処方法等、何らかの報告はなかったのか。

これまで県は調査測量を実施しただけにとどまり、防止対策は3年経過しても何も進展していない。先日、東海、東南海、南海地震が同時発生した時の阿久根市沿岸の津波予想高は4メートルだった。このような津波が押し寄せると、おれんじ鉄道の軌道まで崩壊しそうである。阿久根市も浸食対策に早急に取り組ま

なければならぬと強く感じる。市長は浸食対策をどのように考えているか。

市長 県では平成21年12月に根比海岸の現地調査を実施された。

現地調査実施後の県の見解は、農政部では農地の浸食防止や高潮対策を目的とした事業の実施に当たっては、農地の海岸保全区域に指定する必要があるが、背後地の農地として利用されている面積が過小であるため、指定要件を満たすことができないとのことであった。

一方、土木部は、保全の対象となる人家や公共施設がないことから、海岸保全区域としての指定要件を満たしていないとのこと、また、漁港としては、阿久根漁港の区域外であり、該当する事業がないとのことであった。

その後、根比海岸が一般公共海岸であることから、現状では国の対象事業がないとして、県では県単河川等防災測量委託が発注され、基準点を設置し、定期的な観測が実施されている。

また、県議会に提出された市議会の意見書は、継続審査

とされ、これまで6回にわたり企画建設委員会で審議があり、平成24年度県議会定例会での一般質問で県土木部長は、「根比海岸については、今後とも観測を継続し、その結果を踏まえながら、必要な浸食防止対策を検討していきたい」と答弁されたと報告を受けている。

次に、市としての浸食対策は、この海岸線は肥薩おれんじ鉄道と近接しており、また、県道脇本赤瀬川線も並行していることから、国土保全、農地保全、ひいては交通網の安全確保の観点からも非常に重要な課題と考えており、今後とも観測の継続をしていたいただき、必要な浸食防止対策の推進について、強く要望していきたい。

中津浜海岸の遊泳禁止指定について

議員 阿久根市で海水浴場といえば大川島、脇本、阿久根大島海水浴場があげられるが、中津浜海岸も海水浴場に適用していると思っているが、現在、遊泳禁止区域となっている。遊泳禁止区域の指定はい

つで、その原因について教えていただきたい。

遊泳禁止となつて30数年になると思っているが、観光開発の意味でも海水浴場として復活できないか調査する必要があると思っているが、市長の考え方を伺いたい。

市長 中津浜海岸の遊泳禁止区域の指定の時期であるが、遊泳禁止等の指定は、通常、市町村が行うが、阿久根市はこれまで遊泳禁止の指定等を行っていない。

しかし、市内の小中学校では、水難事故防止等の危険を回避するため、阿久根大島、脇本、大川島海水浴場以外の海岸では、PTAと申し合わせの上、遊泳禁止区域とした事実がある。このことが、当該地区海岸が遊泳禁止区域と認識されている原因ではないかと考えている。

次に、海水浴場としての利用であるが、市では、基本的に海水浴場と位置付けられる海岸とは、男女別の更衣室、便所及びシャワー設備、また、飲用水を供給するための監視棟を設置するなど、公衆衛生や安全性の面からも配慮した海

岸と考えている。

このことから、中津浜海岸を海水浴場として復活させるための整備を行うことは、費用の問題、現在の観光施設としてのニーズ等を考慮すると難しいと考えている。



砂浜が広がる中津浜海岸

河川の水質検査について

議員 市の河川網図によると、県で管理をする2級河川が8河川、市で管理する準用河川が19河川、普通河川が39河川ある。河川の水質検査は毎年、ほぼ同一河川の13河川で実施され、検査時期は2月頃になっているが、これまでの検査結果に対する過去の処置、対

応、推移等について伺いたい。

当市は稲作が盛んであり、ほとんどの河川から取水しているの、検査河川数と実施時期を水田の用水取り入れの7・8月頃に実施するのも必要ではないかと思っている。

水田への用水取り入れのことを考えると、検査河川数も少なすぎると思っているの、できれば毎年、すべての河川の水質検査を実施する必要がある。全河川のデータを収集して、その変化を把握し、改善の必要があれば対策を講ずるべきである。市長の考え方を伺いたい。

市長 市では、公共用水域の保全と常時監視を目的として、毎年1回、市内の主要17河川の水質検査を実施している。

検査結果の推移及び検査結果に対する過去の処理等は、近年は一部の河川を除いて概ね良好で推移しているが、各検査項目で基準値を超過している河川については、県と連携して当該河川流域にある事業所の排水の自主検査の報告を求め、排水施設の不具合によるものであった場合には、施設の改善指導も行っている。

全河川の水質検査の実施について、検査箇所の選定は、企業や工場等が立地し、それらの事業活動により生じた排水が流入すると思われる河川を対象としているが、今後も市内の様々な事業活動の現状把握に努め、新たに水質検査が必要と認められる河川については、当該河川も検査対象として検査を実施する予定である。

質問者 竹原恵美議員 原子力防災訓練について

議員 8月11日に行われた原子力防災訓練の結果で分かったこと、また反省点は何か。避難者の参加数、スタッフ参加数、予算、結果等を伺いたい。

市長 今回の訓練は、潟区をモデル地区として実施した。避難者等が87名、市職員が38名、消防署員及び消防団員30名のほか、県や警察などの関係者を合わせて約180名が参加した。

市としては今回が初めての参加であり、各種の訓練を適

切に実施することができたことは、暫定計画に規定する措置及び手続等の確認をする上で、意義があったと考えている。

しかし、避難車両への誘導の際に、高齢者や子どもに配慮した誘導方法が適切であったか。また、医療措置訓練の受付方法で、自ら記述が困難な子どもへの配慮や傷病者を優先した誘導ができていなかったなどの課題も明らかになった。

また、訓練結果の検証を行ったが、移動手段を持たない方々への避難車両は確実に準備できるのか。要援護者対策を含めた訓練をしなければ効果的な訓練とは言えないといった厳しい指摘も受けた。

特に今回は要援護者等の対策や教育施設を対象とした訓練は実施しなかったが、中でも要援護者対策に関しては、その移転先及び医療措置の確保等、解決すべき課題は多く、今後、関係機関等との協議及び検討が必要であると考えている。

万一の事故では、今回の訓練のように迅速な避難誘導等が実施できるのかといった不

安や懸念は、訓練参加者は感じたと思う。今後、訓練を重ねながら、充実を図っていくことが、不安や懸念を払しょくするため必要なことであると考えている。

また、国では、防災対策の重点区域を20km圏内から30km圏内へと拡大する動きもあることから、これらを踏まえた防災計画の見直しを検討しながら、関係機関との連携を密にし、防災対策の充実に向け、取り組んでいきたい。

今回の訓練に係る予算は、熱中症対策として、お茶などの飲料水、氷の購入費など約2万8000円を支出した。

市長マニフェストにおける官民格差の是正について

議員 前市長の行った減額よりさらに15%の減額をマニフェストで掲げているが、現時点では前市長の減額前に戻った状態であり、いまだマニフェストに近づく議案が出されていない。これからの予定として実効性のある計画で進行していくのか。

市長 職員の給与等について、

平成22年度決算で一般の正規職員の給料、退職手当に係る負担金を除いた職員手当及び共済費の合計額の15%を総額で削減することを目標としている。

このため、平成23年度は平均で6・4%の給料の独自削減と給料表の減額改定や55歳を超える6級職員給与の1・5%削減を実施してきている。このことは、第2回定例市議会で、これらの削減について試算したラスパイレス指数が91・0になることを明らかにしたが、この数値は県内の19市中では最も低いものである。

また、平成24年度も引き続き独自の給料削減を平均7・3%に拡大させるなど、取組を強化している。

これらの取り組みを引き続き行い、目標の達成を目指していきたい。

業務の誤りについて

議員 国民健康保険被保険者証の公印漏れ、年金からの特別徴収額の誤りなど、業務の誤りが続いている。それぞれの事後処理状況、市の損失の項

目と金額、誤りによる残業手当などの支給状況、再発防止は講じられているのか。

市長 国民健康保険被保険者証については、更新期日から現在まで、医療機関からの問い合わせは数件あったが、受診に関する支障等の報告はない。また、差し替えのための郵便料金は、事業者が負担することで合意した。

また、国民健康保険税の年金特別徴収については、年金支払機関等に送信したデータの誤りが判明したあと、対象者へおわびの文書を発送した。そして、還付については、口座振込の依頼があった方には還付金を振り込み、それ以外の方には職員が対象者宅を訪問し、現金で還付を行い、納付となる方には、9月の第4期分から第8期分までの納付月に納付書または口座振替によって納付していただくこととしている。

次に、この件で生じた市の損失等であるが、国民健康保険被保険者証では、郵便代約96万円が発生したが、全額事業者が負担することとなった。

また、国民健康保険税の対

象者521名へのおわびとお知らせの文書発送の郵便料が約7万円であった。

なお、いずれも職員の事務処理に関する新たな費用は支出されていない。

次に、再発防止対策であるが、関係職員に対しては文書訓告を行い、適正な事務処理について厳しく指導した。

また、事務処理に当たっては、チェックシートの作成、職員間の連携の強化、多重的なチェック等、確認体制の徹底を図り、再発防止と信頼の回復に努めていきたい。

分限、懲戒処分の方針について

議員 懲戒処分方針に沿って、分限、懲戒の条例を運用し、市役所の職員の正常化を図っているのか。

先に起こった国民健康保険被保険者証の公印漏れ、国民健康保険税の徴収誤りについて、何らかの指針をもとに処分はあったのか。

市長 分限処分は、阿久根市職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例により、また懲戒処分は、阿久根市職員

の懲戒に関する手続き及び効果に関する条例により、その手続きを定めている。

そして、市では、これらの処分を検討すべき事案が発生したときは、条例等の規定を踏まえ、過去の処分や、また、懲戒免職では基準に照らしながら、事案の内容、及ぼす結果等を考慮して処分を決定している。

これらの処分は、公務能率の維持及び公務の適切な運営を確保し、服務規律及び秩序を維持するため行われるものであり、この観点から、対象事案の検討を行うこととしている。

今回の公印漏れ、国民健康保険税の徴収誤りの処分については、関係職員に対しては文書訓告を行い、適正な事務処理について指導をしている。

問題となった事務処理の原因及び結果はどのようなものであったか、故意や過失の度合いはどの程度であったか、過去に問題となるような事務処理はなかったか等のほか、日ごろの勤務態度や関係職員の反省と、今後の事務処理への決意は示されているか、問

題発生後の対応等も含めて総合的に考慮の上判断をした。

情報公開のあり方について

議員 健康保険証の公印漏れのときは報道機関への情報提供がなかった。情報の公開、市民に理解を求める姿勢がなかったと判断できる。

また、阿久根市の分限、懲戒基準を調べると、他市はホームページで公開しているが、阿久根市はしていない。

公開基準もない。市民の理解を得る必要があるものは、積極的に公開していくべきではないか。運用基準などのリストも作成し、公開することを求める。

市長 被保険者証は、8月1日から効力を有するものであったことから、対象となる被保険者の差替え等の作業を速やかに進めることによって、対象となる方々の理解を求めてきたものである。そして、この過程の中で、報道機関等の取材には対応してきたが、この間の対応を踏まえて、国民健康保険税の問題の発生に際しては、情報提供のあり方

を検討し、報道機関に公表した。

懲戒基準の公表及び公開基準、また、運用基準等のリストについては、他団体の状況も調査しながら、事務処理の必要に応じて、作成・公表を検討していきたい。

質問者 濱崎國治議員

交流人口の増加による活性化について

議員 「阿久根駅周辺整備計画」の位置付けと「うみ・まち・にぎわい再生整備基本計画」にぎわい再生整備基本計画」策定業務との関連について、これからの計画が、阿久根市への交流人口が増加するために実現性があり、そして活性化に寄与し、さらに経済的にも効果が上がるような計画を策定する必要があるが、そのための今後の具体的な取り組みについて伺いたい。

また、計画に関連して、交流人口を図る対策として、民泊によるグリーンツーリズム等との関連をどのように考えているか。

市長 「うみ・まち・にぎわい」

再生整備基本計画の策定業務は、昨年度策定した「阿久根駅周辺整備計画」に盛り込まれた計画で最優先すべきものを絞り込み、これを具体化するために基本計画を策定するものである。

この業務は、阿久根駅周辺や旧港地区及び市民会館までの地区を都市再生整備地区として整備し、交流人口を増加させて賑わいを創出し、地域の活性化を目指すものであり、今、本市が取り組まなければならない重要課題と考えている。

本市では、地元根付いた産業を地道に確実に活性化させ、就労機会の増加と地域の活力を高めていくことが一層求められるが、この一つの方策として、地域資源を活用した交流人口の増加策が必要不可欠なものと考えている。

「うみ・まち・にぎわい」再生整備基本計画も、本市の資源である「うみ」を活用し、「まち」を活性化させ、「にぎわい」を取り戻そうというコンセプトのもとに計画のネーミングを行なったところである。

計画の策定に当たっては、

委員会を組織して協議をいただくとともに、市民のご意見を聞きするためパブリックコメントを実施していきたいと考えている。

計画の策定期間は本年度末までとし、次年度以降は、この計画を都市再生整備計画事業として国に事業申請を行い、社会資本整備総合交付金や過疎債を財源として、具体的な整備を図っていくこととしている。

また、グリーンツーリズムは交流人口を増やす施策の一つとして、本市では農家のみではなく漁家も活用することを計画しており、「あくね遊々体験倶楽部」を本年度発足させて活動を展開し、来年度から修学旅行生の受け入れを行うなど、交流人口の増加につなげていく計画である。

今後は、これらのグリーンツーリズム利用客も、阿久根駅周辺や旧港エリアなどで整備される「阿久根の食」を体験できる施設を利用していただくようなプログラムを取り入れ、交流人口の増加を図るなど、本市の活性化に向けて取り組んでいきたい。

市民の健康増進と地域の活性化推進について

議員

昨年の議会で、市民の健康の増進と地域の活性化に関連して、番所丘公園のグラウンドゴルフ場や関連施設の整備、また、公認コースへの取り組み等について質問した。市は、平成24年度の当初予算で、関連の事業を計上され、現在、設計業務が委託され、整備事業が進んでいると聞いている。

グラウンドゴルフの専用コースの整備は、魅力的な公認コースにより、利用者の拡大も予想されるが、現在行われている設計委託業務は、1コース整備するための設計と聞いている。

通常、グラウンドゴルフは16ホールで大会が実施されており、1コース8ホールでは、プレーを十分楽しめないと考えている。ましては、市内の愛好者の拡大による健康の増進や、市外からの交流人口の増加により、地域の活性化を図るためには、魅力的な整備が必要であると考えている。設計委託業務がどの程度進

行しているか分からないが、専用のコース2面の整備を推進する考えはないのか。

市長

番所丘公園のグラウンドゴルフ場の整備推進については、これまで議会等で、公認コース開設の要望をいただいていたが、今年度、改修工事の設計委託を発注し、県と市グラウンドゴルフ協会とコース等について協議を行い、8月に設計委託業務が終了した。

今後は、10月をめどにグラウンドゴルフ場の改修工事及びトイレ新築工事の発注を行い、工事が完了後、平成25年度に公益社団法人日本グラウンドゴルフ協会の公認コースとしてオープンを目指すこととしている。

2コース16ホールの公認コースの整備についてであるが、グラウンドゴルフ場は、比較的勾配の緩やかな地形と、まとまった広さを確保する必要があることから、グラウンドゴルフ場に隣接する多目的広場及びお祭り広場は、平成23年度に改修を行い、グラウンドゴルフや各種大会等の開催が可能な広さに整備したので、これらの施設を有

効に活用いただければと思っている。

このことから、公認コースの増設は、改修するグラウンドゴルフ場の利用者の状況等を踏まえ、今後、判断したいと考えている。



整備計画がされている番所丘公園のグラウンドゴルフ場

会 期 日 程

会期

9月11日から9月26日までの16日間

9月11日

本会議

○ 会議録署名議員の指名

○ 会期の決定

○ 諸般の報告

○ 一般議案・条例・補正予算（提案説明、質疑）

9月13日・14日

本会議

○ 一般質問

9月18日

委員会

○ 一般議案、補正予算について

の審査

9月26日

本会議

○ 委員長報告、表決

主な議案の内容

※ 議案第44号

阿久根市「うみ・まち・にぎわい」再生整備基本計画策定業務及び潟土地地区画整理事業地区内定住促進補助事業計画を過疎地域自立促進計画に追加するため、計画の一部を変更するもの。

※ 議案第45号

暴力団の排除を推進し、安全で平穏な市民生活を確保し社会経済活動の健全な発展に寄与するため、条例を制定するもの。

※ 議案第46号

災害対策基本法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、関係条例の一部を改正するもの。

※ 議案第51号

地方自治法第180条第1項の規定により阿久根市長の専

決処分事項を指定しようとするもの。

人事案件

※同意されたもの

◎固定資産評価審査委員会の委員の選任について

赤木 勝久氏

意見書

※可決されたもの

◎地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書

議会活動

☆ 議会報告会

市議会では、平成24年4月に議会基本条例を制定し、市民に開かれた議会を目的として、10月15日から11月7日まで、市内40箇所で開催された。各会場では熱心な意見交換が行われました。報告会の内容等については、次回の議会、たよりでお知らせします。

☆ 産業厚生委員会

8月30日尾崎地区において、シカ等によるボントン園への被害が拡大していることから、被害状況の確認と早急な鳥獣被害対策について、農業関係者と意見交換会並びに現地調査を行いました。

議員研修

◎出水・阿久根・水俣・伊佐4市議会議員研修会

8月8日伊佐市において、出水・阿久根・水俣・伊佐4市議会議員の研修会が開催されました。研修会では、4市議会議員が地域の活性化と地域住民の生活の向上を図るため、5項目についての決議を行ったあと、3分科会に分かれて意見交換を行いました。

◎市町村政研修会

10月15日鹿児島市において、平成24年度市町村政研修会が開催されました。研修会では、東京大学名誉教授の月尾嘉男氏による「ガラパゴス日本からの脱却」と題して講演が行われました。

お知らせ

◎ 議会会議録の閲覧について

本会議の質問や答弁内容を詳しくお知らせになりたい方は、市立図書館で「市議会会議録」をご覧ください。市のホームページでも平成15年第3回市議会定例会からご覧になれます。

※ 議会、たより、議会傍聴に関するお問い合わせは、市議会事務局まで。

TEL (72) 0815
FAX (72) 2029

【平成24年度一般会計補正予算（第3号）の主な概要】

(単位：千円)

降灰防止降灰除去施設等整備事業	52,962
体験型農林漁業発掘事業	2,439
「阿久根まちの駅」開発事業	5,497
プレミアム付き商品券発行事業	5,600

【平成24年度一般会計補正予算（第4号）の主な概要】

「うみ・まち・にぎわい」再生整備基本計画策定業務	9,660
介護基盤の緊急整備特別対策事業	146,000
新規就農者支援対策事業	600
農業・農村活性化推進施設等整備事業	3,106
耕作放棄地解消対策事業	750
青年就農給付金事業	1,500
作業道急坂局部舗装事業	1,541
乗合タクシー運行事業	1,779
県単急傾斜地崩壊対策事業	10,000
潟区土地地区画整理事業地区内定住促進事業	6,000
総合運動公園内施設トイレ改修工事	3,879
農地施設災害復旧	119,585
土木施設災害復旧	40,388

平成24年第4回定例会

12月上旬開会予定です。

日程は、市の行政連絡放送（防災行政無線）でお知らせします。